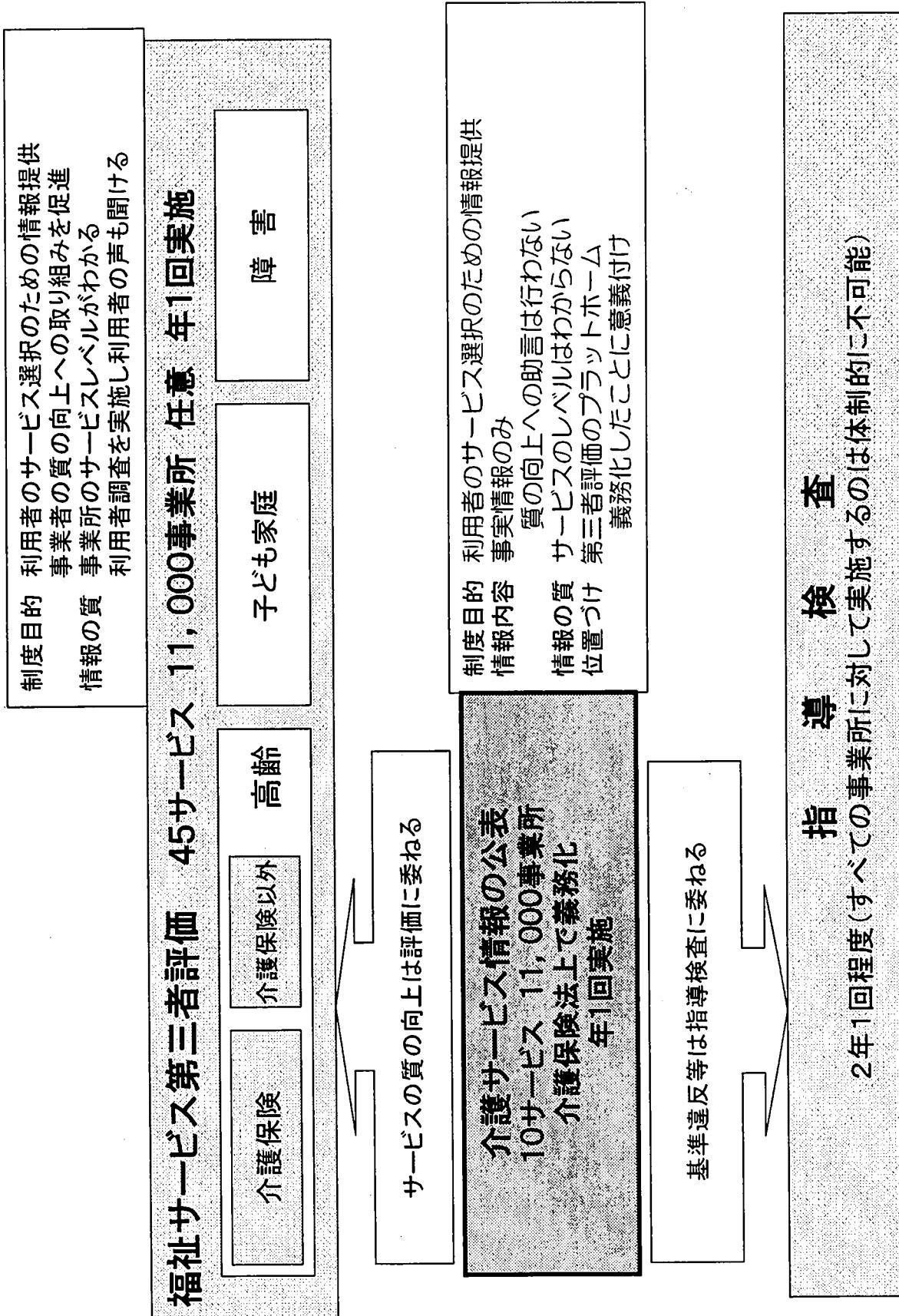


「介護サービス情報の公表」に関する
国 の 動 向 に つ い て

平成17年6月30日
高齢社会対策部計画課

介護サービス情報と他制度との関係



17年5月13日 国説明資料

(1) -② 平成17年度「介護サービス情報の公表」年間業務スケジュール表(主体別)

	事項	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	3月	18年度
国	【法令等整備】 ○法律国会審議 ○省令(報酬基準以外) ○介護報酬													○施行 ○施行 ○施行	
	【制度施行準備・支援】 ○全国介護保険制度実現会議 ○情報の公表担当課長会議 ○制度施行準備・支援協議会	★12日												○継続	
シルバーパートナーサービス振興会	【モデル事業、項目見直し等】 ○モニタリ調査事業・中央研修会 ○15.7サービス項目見直し ○16.3サービス項目見直し ○新項目の策定 【公表システム整備事業】 ○都道府県分開発・導入 ○中央分開発・導入													○稼働	
2-1	【制度施行準備・支援】 ○16.調査研究報告 ○制度施行準備・支援協議会 ○調査員養成研修教材策定 ○調査員指導者養成研修 ○制度の普及啓発													○定期情報 ○定期情報	
	●11日 ★事務局 (6月以降適時開催)													○報告書 ○継続 ○継続	
都道府県	【条例整備】 ○都道府県条例 【制度施行準備・支援】 ○制度施行準備・支援協議会 ○指定情報公表センター ○指定調査機関 ○調査員養成研修 ○制度の普及啓発 (利用者、事業者団体等)													○施行 ○指定 ○指定	
	(参加) (制度施行準備・支援協議会に参加) (制度施行準備・支援協議会に必要に応じて参加)														
	○モデル事業 ○モデル調査事業 【公表システム整備事業】 ○公表システム導入													○継続 ○稼働	

(2) 国の動向

ア 介護保険法等改正法案の内容

介護保険の利用者は要介護高齢者等であり、利用するサービスの情報の入手において事業者と対等な立場で対峙することが困難である。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれがあることから、介護保険の事業者又は施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の公表を義務付ける仕組みを整備することとしている。

（ア）介護サービス情報の公表の仕組み

介護保険法改正案では、介護サービス情報の公表の仕組みについては、以下のとおりとしている（法律事項）。

- ① 介護サービス事業者は、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に介護サービス情報を報告しなければならない。
- ② 都道府県知事は、介護サービス情報の報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。
- ③ 都道府県知事は、調査が終了した後、介護サービス情報のうち調査しない項目については介護サービス事業者から報告された内容を、調査する項目については調査の結果、公表すべき正しい内容を公表する。
- ④ 都道府県知事は、介護サービス事業者が介護サービス情報を報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は都道府県知事が行う調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該事業者に対

し、その報告を行い、調査を受けることを命ずることができるとする。また、介護サービス事業者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、その指定（介護老人保健施設については許可）を取り消し、又は指定（同左）の全部若しくは一部の効力を停止することができるとしている。

⑤ 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者については、市町村に指定の権限があることから、都道府県知事は、これらの事業者に対し報告を行い、若しくは調査を受けることを命じたとき、又はその指定を取り消し、若しくはその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならないこととする。

(注) 介護サービス情報の公表の対象となるサービスは、上記①の厚生労働省令で定めることとしており、平成18年度以降、実施の準備ができたサービスを、逐次、規定することとしている。

(イ) 指定調査機関

都道府県知事は、介護サービス事業者から報告を受けた介護サービス情報のうち、客観的に調査することが必要な情報について、その内容が正しいかどうかを確認するための調査を行う。この調査の事務は、制度を効率的かつ円滑に実施する観点から、都道府県知事が、都道府県の区域ごとに、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に調査の事務を行わせることとしている。

指定調査機関は、介護サービス事業者の秘密を知り得ることから、指定調査機関の役員及び職員並びにこれらの者であった者について、調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の秘密保持義務（違反した場合の罰則あり）を課すとともに、指定調査機関に対する都道府県知事の必要な監督権限を置くこととしている。

また、指定調査機関が行う調査の事務は、公正かつ全国的に一定の基準のもとに行われる必要があるため、調査の実施方法を厚生労働省令で

定めるとともに、調査の実施については、専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任した調査員に行わせることとしている。

都道府県は、地方自治法に基づき調査の事務に係る手数料を徴収する場合には、指定調査機関が行う調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができることとしている。

(ウ) 指定情報公表センター

都道府県知事は、介護サービス事業者から介護サービス情報の報告を受け、これを公表するとともに、指定調査機関の指定を行う。これらの事務については、制度を効率的かつ円滑に実施する観点から、都道府県知事が、都道府県の区域ごとに、その指定する者（「指定情報公表センター」という。）にその事務の全部又は一部を行わせることができることとしている。

指定情報公表センターは、介護サービス事業者の秘密を知り得ることから、指定情報公表センターの役員及び職員並びにこれらの者であった者について、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の秘密保持義務（違反した場合の罰則あり）を課すとともに、指定情報公表センターに対する都道府県知事の必要な監督権限を置くこととしている。

都道府県は、地方自治法に基づき介護サービス情報の公表及び指定調査機関の指定の事務に係る手数料を徴収する場合には、介護サービス情報の報告を行い、又は指定調査機関の指定を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができることとしている。

介護サービス情報の公表の仕組み

介護保険の事業者及び施設

《介護サービス情報》

(介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するため公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定める。)

《基本情報（仮称）》

- 基本的な事実情報であり、公表するだけで足りるもの

例えば、

- ・事業所の職員の体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金、特別な料金
- ・サービス提供時間 等

《調査情報（仮称）》

- 事実かどうかを客観的に調査するが必要な情報

例えば、

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無
- ・サービス提供内容の記録管理の有無
- ・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取組の有無 等

そのまま報告
(年に1回程度)

報告内容について
事実かどうか調査

報告
(年に1回程度)

都道府県知事又は指定調査機関 (都道府県が指定)

- 中立性・公平性の確保
- 調査の均質性の確保

都道府県知事 又は 指定情報公表センター

(都道府県が指定)

《介護サービス情報を公表》

参 照

利 用 者 (高 齡 者)

介護サービス情報に基づく比較検討を通じて、介護保険事業者を選択

イ 政令、省令等の準備

「介護サービス情報の公表」に係る政令、省令等については、法案成立後、国会における審議の結果を踏まえて整備することとなるので、了知されたい。

ウ 平成17年度における調査研究

平成17年度においては、引き続き、社団法人シルバーサービス振興会(以下、「振興会」という。)に対する国庫補助事業により、次のような調査研究事業を行うことを予定している。

- ① 「介護サービス情報の公表」制度推進事業(仮称)のモデル調査事業(以下、「モデル調査事業」という。)に係る調査員のモデル養成研修
- ② モデル調査事業結果の集積・分析
- ③ 事業所情報公表項目の検討
 - ・平成15年度に検討を始め、昨年度モデル事業により検証した7サービスに係る事業所情報公表項目案について、制度化に向けた検討
 - ・昨年度に検討を始めた3サービスに係る事業所情報公表項目案について、モデル事業を通じた検証及び制度化に向けた検討
 - ・まだ検討を行っていないサービスに係る事業所情報公表項目案の検討
《検討が予定されるサービス》
 - 訪問リハビリテーション
 - 通所リハビリテーション
 - 介護療養型医療施設
 - 認知症対応型共同生活介護
- ④ 調査方法や実施体制等に係るモデル事業を通じた検証

(3) 都道府県における実施体制等の準備の方向性

ア 「介護サービス情報の公表」の準備の方向性

平成16年度の「介護サービスの情報開示の標準化に関する調査研究委員会」(委員長:大森 猥 千葉大学法経学部教授、事務局:振興会)の報告書(以下、「調査研究報告書」という。)においては、「介護サービス

情報の公表」の具体的な内容について提案されている。国としては、今後、当該報告書等を踏まえながら、具体的な調査方法、実施体制等について検討し、お示ししていくことを予定しているので、都道府県においても、当面、当該報告書等を踏まえながら、制度施行に向けた準備を進められたい。

なお、制度施行当初における介護サービス情報の公表の対象サービスは、既に公表項目の検討に着手している訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム及び軽費老人ホーム）、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設とすることを予定している。

イ 都道府県における実施体制等の準備

「介護サービス情報の公表」制度は、利用者による介護サービス・事業所の比較検討・選択を実効あるものとするため、全ての介護保険サービス事業所を対象として、介護サービス情報の報告の受理、調査の実施、情報の公表等を行う制度であり、都道府県において、新たな事務を実施することとなる。本制度を円滑に施行するためには、平成17年度に各都道府県において、着実に実施体制の準備を行う必要がある。このため、各都道府県においては、当面、次のような取組みを進められたい。

（ア）実施体制の検討

各都道府県においては、都道府県直営の体制を構築するのか、指定調査機関及び指定情報公表センターの指定による体制を構築するのか等について早急に検討願いたい。また、既に指定が予定される団体がある場合は、調査研究報告書等を踏まえて、当該団体とすることが適當か否かの検討及び適當でない場合は、何を改善すればよいか等の検討を行い、必要な対応を行われたい。特に、本制度は、全ての介護サービス事業所の情報を利用者の選択に資するよう公表する制度であることから、指定される団体は、中立性・公平性の確保が極めて重要であり、また、法人格を有することが必要であると考えているので、十分に留意されたい。

また、後述するとおり、平成17年度に事業名、事業内容等を見直す

こととしている『「介護サービス情報の公表」制度推進事業（仮称）』については、指定情報公表センターの指定が予定される団体がある場合、当該団体による事業の受託実施を行い、事業運営上の具体的な課題を抽出されたい。

なお、「認知症高齢者グループホームの外部評価」制度については、将来的には、「介護サービス情報の公表」制度に統合することとしており、このことを念頭に置いて、平成17年度から認知症高齢者グループホームの公表情報の検討に着手することを予定している。また、当該検討に当たっては、先行している外部評価項目等を踏まえて行うこととし、先行制度との整合性の確保に配慮することとしている。

各都道府県において「認知症高齢者グループホームの外部評価」の評価機関、評価調査員等の実施体制を構築するに当たっては、将来的に「介護サービス情報の公表」の実施体制とすることを念頭に置いて、一元的に取り組まれたい。

(イ) 調査員確保の検討

都道府県においては、介護サービス情報の公表の過程で行われる調査を毎年実施するために必要な数の調査員を養成し、登録することが必要となる。このため、調査研究報告書、昨年度の都道府県モデル事業の実績等を踏まえ、各都道府県の調査対象事業所数を勘案し、養成・確保が必要な調査員の数、具体的に確保する人材等について検討するとともに、調査員養成研修の実施機関等についても検討を行い、必要な対応を行わみたい。

また、本制度においては、調査の均質性の確保、調査業務の中立性・公平性の確保が極めて重要であり、調査員は、都道府県又は指定調査機関との間で、安定的雇用関係にあるとともに、調査業務に安定的に従事する者であることが望ましいと考えている。

なお、調査員については、特に、円滑かつ効率的な養成を行う必要があることから、養成研修教材の開発、調査員指導者の養成及び各都道府県への配置等について、全国的な見地から、適切な時期に必要な支援を

行い、本年度内の一定の確保に資することとしている。

(ウ) 都道府県における条例の準備

介護サービス情報の報告の受理、調査員の養成や事業所調査、情報の公表等の事務の実施に係る手数料に関しては、都道府県において条例を定めることが必要となる。国は、全国的な見地から、費用の基本的な考え方、算定方法等についてのガイドラインを提示する必要があると考えている。また、本制度は、基本的には、当該手数料により運営される仕組みとすることが望ましいと考えている。

各都道府県においては、調査研究報告書、昨年度の都道府県モデル事業の実績、各都道府県における実施体制構築の方向性等を踏まえ、必要となる費用の検討を行われたい。また、各都道府県において条例を定めるに当たっての手続き、スケジュール等についても予め確認願いたい。

(4) 全国的・広域的な協議・支援体制の構築

「介護サービス情報の公表」制度を適切に実施するに当たっては、全国における調査の均質性の確保、円滑かつ効率的な調査員の養成、都道府県の区域を超えた情報の公表の仕組みの構築等国や都道府県間等において必要な協議・支援を行っていく必要があると考えている。

このため、国、都道府県、都道府県からの指定が予定される外部機関、平成17年度に引き続き調査研究等を行うこととしている振興会等の参画による『「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会（仮称）』（以下、「準備・支援協議会」という。）を組織し、全国的・広域的な見地から協働して推進していくことが適当と考えられる事項について、協議しながら連携し実施していくこととしている。各都道府県においても、自ら有する課題、問題点等について積極的に提起され、国、他都道府県等が協働して当該課題等の解決に向けて取り組む実効性のある体制としたいと考えている。

準備・支援協議会では、各都道府県の実情、前述の都道府県における実施体制等の準備状況を適宜把握しながら、全国的・広域的な見地から必要な取組みを進めることとしている。

なお、準備・支援協議会には、ブロック単位等で幹事県を置き、円滑な取組みを進める必要があると考えており、幹事県を希望される都道府県は、老健局振興課介護サービス振興係宛連絡願いたい。また、準備・支援協議会の事務局は振興会とすることとしている。準備・支援協議会は、年度内に3～4回程度開催が必要であると考えられているが、開催日程については別途事務局よりお知らせする。

(準備・支援協議会の取組例)

- 各都道府県の実情、準備状況等に関する情報交換、協議
- 調査員指導者の養成・配置に関する取組
- 調査員養成に関する取組
- 調査員養成研修教材の開発に関する取組
- 調査マニュアル等の開発に関する取組
- 利用者、事業者等に対する制度の普及・啓発に関する取組